

議案第八十四号

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の
一部改正について

次のとおり議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。



昭和五十二年八月十二日

三朝町長 松村喬成

昭和五拾貳年八月拾貳日 原案可決

三朝町議会議長牧田禎

三朝町条例第

号

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を
改正する条例

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年三朝町条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「一千万円」を「三千万円」に改める。

附 則

この条例は、
公布の日から施行する。